

# 人 材 開 発 統 括 官 関 係



## 人材開発統括官所管の分科会における審議状況 (平成 28 年 8 月 31 日以降)

### ○専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて【別紙 1 - 1、2】

特に高度な IT 分野の資格の取得を目標とした専門実践教育訓練講座の指定基準の見直しを内容とした、雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱について、第 101 回職業能力開発分科会（平成 29 年 3 月 28 日）において、諮問を受け審議。「妥当」と認めるとの答申がなされた。平成 29 年 10 月 1 日付け指定講座分より運用を開始予定。

また現在、経済産業省で新たに創設された「第 4 次産業革命スキル習得講座認定制度（平成 29 年 7 月 31 日創設）」により認定された教育訓練講座を専門実践教育訓練給付の対象とすることについて検討中（第 1 回人材開発分科会（平成 29 年 7 月 31 日）で議論を実施済）。

### ○人材開発支援助成金（キャリア形成促進助成金）の改正 について【別紙 2 - 1、2】

中小企業等の生産性向上のための訓練をキャリア形成促進助成金の助成対象として追加することを内容とする雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について、第 99 回職業能力開発分科会（平成 28 年 9 月 23 日）において、諮問を受け審議。「妥当」と認めるとの答申がなされ、平成 28 年 10 月 19 日に施行された。

さらに、労働生産性の向上に資する訓練に重点化する観点から、助成メニューの整理統合や生産性要件の設定、また名称を「人材開発支援助成金」に改めることなどを内容とする雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱について、第 101 回職業能力開発分科会（平成 29 年 3 月 28 日）において、諮問を受け審議。「妥当」と認めるとの答申がなされ、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。

### ○人材開発統括官の 2016 年度の実績評価及び 2017 年度の 年度目標について【別紙 3】

人材開発統括官の 2016 年度の実績目標及び 2017 年度の年度目標について、第 1 回人材開発分科会（平成 29 年 7 月 31 日）において審議し、了承された。

## ○その他【別紙４－１、２】

### ・職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱について

「接客販売職種」及び「フィットネスクラブ・マネジメント職種」を技能検定職種に新たに追加することを内容とする職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱について、第１回人材開発分科会（平成29年7月31日）において、諮問を受け審議。「妥当」と認めるとの答申がなされ、平成29年10月上旬頃に施行予定。

### ・監理団体審査部会の設置について

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」における監理団体の許可について審査するため、第101回職業能力開発分科会（平成29年3月28日）において、労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程の一部を改正し、新たに監理団体審査部会を設置。第1回を平成29年8月29日に開催し、第2回開催を平成29年9月20日に予定。

### 【参考】 分科会開催実績

- ・ 職業能力開発分科会 平成28年 9/23、平成29年 1/24、3/28
- ・ 人材開発分科会 平成29年 7/31
- ・ 監理団体審査部会 平成29年 8/29

①特に高度なIT資格の取得を目指す講座の拡充を目指した要件の見直し

平成29年3月28日第101回職業能力開発分科会資料(抜粋)

情報通信技術に関する資格であって中長期的なキャリア形成に資するもののうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が職業能力開発局長が定める要件を満たすものであれば、専門実践教育訓練の指定対象とする。

※職業能力開発局長が定める基準・要件

「ITスキル標準(ITSS)」において「プロフェッショナルとしてスキルの専門分野が確立し、自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードするレベル」することができることとされている「レベル4相当以上の資格の取得を訓練の目標とする課程」についてはレベル3相当の能力を習得している者が受講者となっている実態にあり、また、高度IT分野は、専門実践教育訓練給付の支給要件緩和措置(現行10年⇒3年)を活用し、短時間・高密度の講座を比較的短いインターバルで段階的に受講することがキャリアアップ上有効と考えられる分野であることから、現行基準上「訓練時間が120時間以上かつ期間が2年以内」としているところ、「訓練時間が30時間以上かつ期間が2年以内」であることが必要とする。

(ITSSレベル4相当以上の資格の例：情報処理安全確保支援士、プロジェクトマネージャ)

②講座の再指定に係る要件の見直し

現行の指定基準では、再指定において「当該教育訓練の前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があること」を要件としているが、制度開始から年数が浅く浸透の途上であること、「働き方改革」の一環として給付率・上限額の引き上げと対象講座の拡充を行い、制度活用の拡大を目指す中、受講選択肢を広く確保することが働く方のキャリアアップの支援につながることから、当分の間、職業能力開発局長が定める基準を満たすものであれば、支給実績がない場合であっても前回指定期間内に当該教育訓練の修了者がいることをもって、再指定を可とする。

※職業能力開発局長が定める基準

新規指定時と同様に、「就職・在職率：80%以上」、「資格試験合格率：全国平均以上」等の課程類型ごと要件を満たすことを最新の実績に基づき再確認するとともに、受給者がいないことの要因分析及びこれを踏まえた今後の講座運営の改善方針の提出を求めた上で、再指定を可とする。

上記に加え、職業能力開発局長定めにより、以下の改正を実施

○教育訓練機関が十分に存在しない地方部の者や、育児・介護等のために自宅を離れにくい者等を対象に、通学の不要なeラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供する必要があることから、IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、通学を伴わないeラーニングの講座も指定対象とする(一般教育訓練も同様)。

通学を伴わないeラーニングの講座の指定に当たっては、標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握(LMS(Learning Management System)等による、学習進捗状況のきめ細かな管理、学習のつまずき・停滞の検知、フォローアップなど)が必要な旨も規定。

(参考) 指定に係るスケジュール

○平成29年4月中下旬から5月中下旬まで指定希望の申請受付を行い、7月末に平成29年10月指定講座を決定(通知・公表)。



平成29年7月31日第1回人材開発分科会資料(抜粋)

## 1 指定基準の基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

## 2 訓練内容に関する基準

(1)資格等レベル、(2)講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

- ① **業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程** (期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)  
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- ② **専門学校**の**職業実践専門課程** (期間は、2年)  
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- ③ **専門職大学院** (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))  
(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- ④ **職業実践力育成プログラム** (期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)  
(講座レベル) 就職・在職率(大学院における正規課程にあつては、就職・在職率の実績、定員充足率の実績)からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- ⑤ **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程** 時間が120時間以上(ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上)かつ期間が2年以内  
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの



- ⑥ **第四次産業革命スキル習得講座** (期間が2年以内かつ一定時間以上。中長期的キャリア形成に資するものに限る。)  
(講座レベル) 他類型と同様の就職・在職率を設定

- I T・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する。

## ■ 講座の要件

- ✓ 育成する職業能力・スキル、訓練の内容を公表
- ✓ 受講により習得する実務知識、技術、技能を公表
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
- ✓ 審査、試験等により訓練の成果を評価
- ✓ 社会人が受けやすい工夫（e-ラーニング等）
- ✓ 事後評価の仕組みを構築 等

## ■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）
- ✓ 組織体制や設備、講師等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

## ■ 認定の期間

- ✓ 適用の日から3年間

## ■ 対象分野・目標

※IT技術の基礎・初級は対象としない。

(目標)

(1)

IT  
(IT業界)

新技術・  
システム

高度技術

①

クラウド、I o T、  
A I、データサイエンス 等

開発手法

デジタルビジネス開発（デザイン思考、サービス企画、データ分析、アジャイル等）との組み合わせも想定

②

ネットワーク、セキュリティ 等

(2)

産業界の  
I T利活用

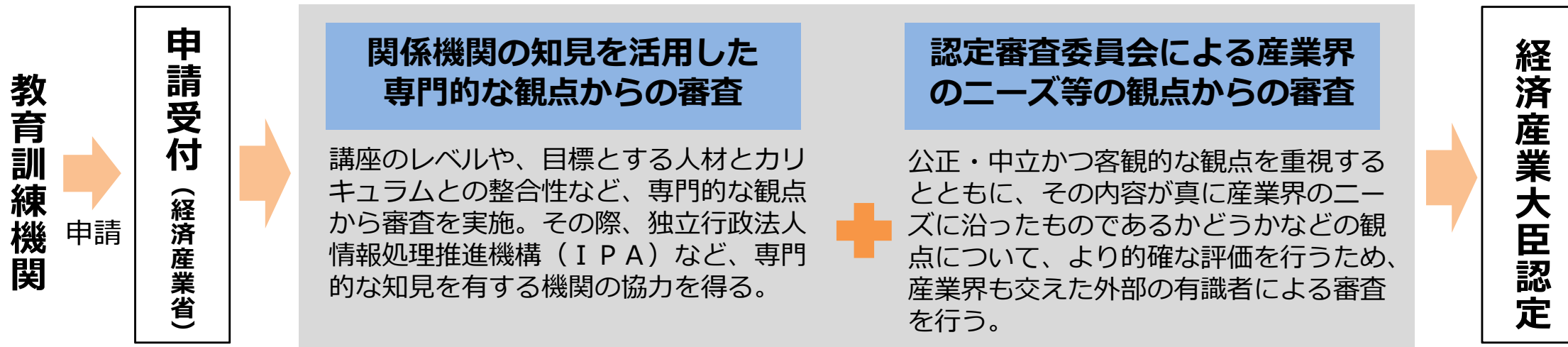
ものづくり、自動車、ロジスティクス分野 等

I T S S  
レベル4相当  
を目指す

※ I P A等からの専門的な助言を踏まえ、外部専門家による審査を経て認定を行う



## ■ 認定フロー



## ■ 関係閣議決定等

### ○ 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）（抄）

《ロードマップ—女性・若者が活躍しやすい環境整備及び雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実—「⑭女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実」》

#### 【具体的な施策】

高度なIT分野を中心に、今後求められる能力・スキルに係る教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度を2017年度中に創設し、専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する

### ○ 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

#### 3. 人材の育成・活用力の強化

##### i) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充

##### ④ 「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充

民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。



## ○概要

中小企業等経営強化法に基づいて、認定事業分野別経営力向上推進機関(以下「推進機関」という)に対する能力開発事業による支援が求められていることから、キャリア形成促進助成金(一般団体型訓練)において、中小企業等の生産性向上のための訓練を助成対象として追加し、事業主団体等が行う訓練の実施を促進し、中小企業における人材育成の取組を推進することで中小企業等の経営強化を図る。

## 制度概要

### ○一般団体型訓練(事業主団体等に対する助成メニュー)

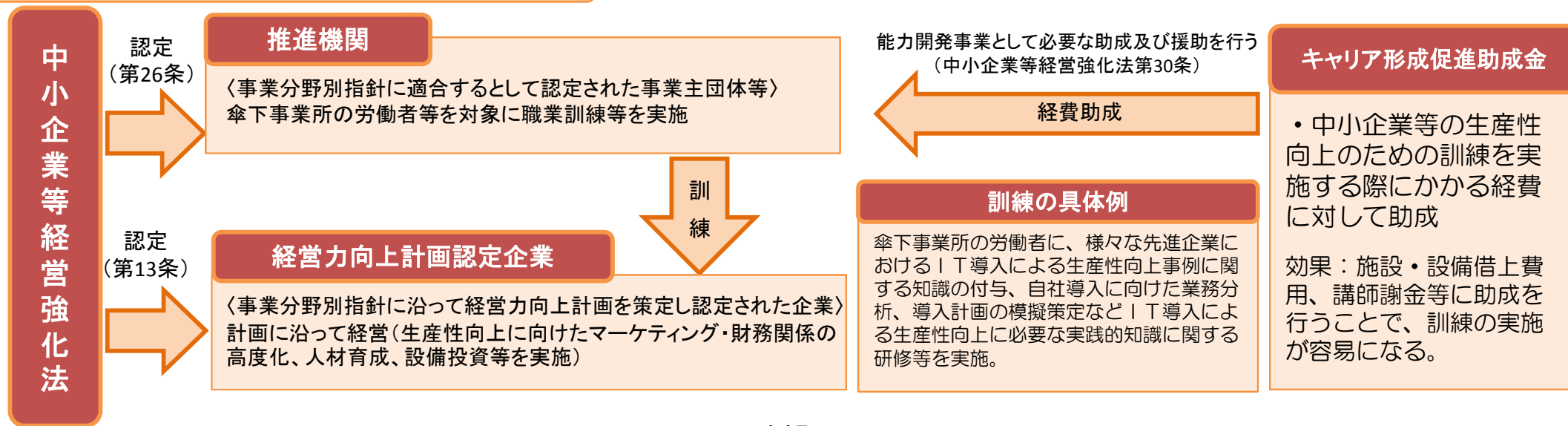
以下に該当する類型で20時間以上のOff-JTであること。

- ① 若年労働者を対象とする訓練    ② 熟練技能者の指導力強化及び技能承継のための訓練  
 ③ 育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練    ④ 生産性向上のための訓練(拡充)※  
 経費助成 1/2    (注) ③のみ2/3

※ 中小企業等経営強化法第26条第1項の認定事業分野別経営力向上推進機関が、同条第2項第1号の事業分野別指針に定められた事項に関する研修として行う訓練。

⇒これまで、事業主団体等が行う訓練への助成は、上記①～③の訓練に限られていたが、中小企業等経営強化法の実行に伴い、生産性向上のための訓練であれば、上記①～③の訓練に限らず、助成されるようになる。

## 助成スキーム





# 人材開発支援助成金について

- 職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金を助成すること等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：( )内は中小企業以外 生産性要件を満たす場合	
訓練関係				
特定訓練コース	・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% ※1】 賃金助成：760(380)円  OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% ※1】 賃金助成：960(480)円  OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円
一般訓練コース	・中小企業 ・事業主団体等	・特定訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円
制度導入関連				
・キャリア形成支援制度導入コース	・中小企業	・セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
・職業能力検定制度導入コース		・技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度(※2)を導入し、実施した場合に助成		

※1 ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野(特定分野)の場合  
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※2 業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等(経費助成2/3)



## 2016年度の職業能力開発分科会における目標と実績評価について

項目	2015年度実績	2016年度目標	2016年度実績
① ニートの縮減（地域若者サポートステーションの就職者数、就職率）	15,479人 ※1	60% ※2	61.9% ※2
② ジョブ・カード取得者数 ※3	19.8万人	23.2万人	25.5万人
③ 公共職業訓練（離職者訓練）（終了3ヶ月後の就職率）※4	施設内訓練：87.2% 委託訓練：75.6%	施設内訓練：80% 委託訓練：70%	施設内訓練：88.4% 委託訓練：74.1% （速報値）
④ 求職者支援制度による職業訓練（終了3ヶ月後の就職率）※5	基礎コース：56.4% 実践コース：61.0%	基礎コース：55% 実践コース：60%	基礎コース：58.7% 実践コース：63.1% （速報値）
⑤ 技能検定合格者数	27万人	25万人	30万人
<p>※1 当該年度の就職者数</p> <p>※2 地域若者サポートステーションの就職率＝就職者数（雇用保険被保険者資格を取得し得る者）÷新規登録者数</p> <p>※3 教育訓練機関、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じたジョブ・カード作成者数（2015年9月までは登録キャリアコンサルタント等がジョブ・カードを交付した数）</p> <p>※4 ・ 2015年度実績は、2015年度中に終了したコースの訓練終了3か月後の実績。2016年度実績は、施設内訓練が2017年3月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績、委託訓練が2017年2月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共職業訓練の就職率＝就職者数÷修了者数</li> <li>都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県単独の委託訓練の実績を除く</li> </ul> <p>※5 ・ 2015年度実績は、2015年度中に終了したコースの訓練終了3か月後の実績。2016年度実績は、2016年4月から11月末までの間に終了したコースの訓練終了3か月後の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎コース：就職率は、目標設定年度に開始した求職者支援制度による職業訓練の修了者等（次の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。）に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合</li> <li>基礎コースの就職率＝就職者数÷（修了者数－次訓練受講中・次訓練受講決定者数）</li> <li>実践コース：就職率は、目標設定年度に開始した求職者支援制度による職業訓練の修了者等に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合</li> <li>実践コースの就職率＝就職者数÷修了者数</li> </ul>			

## ① 地域若者サポートステーションの就職率について

サポステの支援による就職率は、2016年度の目標60%に対して、実績61.9%となり、目標を上回る実績となった。

この要因としては、雇用情勢の変化といった外的要因により、登録者数・就職者数が減少基調にあり、より困難度の高い登録者の割合が高まっていると見込まれるなかで、利用者ニーズの変化に応じたメニューの見直し・拡充、事業経験蓄積等に伴う支援の精度向上を図り、一定の就職者数実績を確保したことで就職率が向上したものとする。

今後も、就職率はもとより、就職者数の絶対数でも着実に成果確保が図られるよう、労働局による業務指導の拡充、スタッフ研修等による支援の質向上、学校教育をはじめとする関係機関との連携強化による中退者等の支援対象者のサポステへの積極的誘導、その前提となるサポステ認知度ひいては活用の機運を高める活動の強化等の総合的な取り組みを実施することで、支援の質や精度の向上を図る。

## ② ジョブ・カード新規取得者数について

ジョブ・カード新規取得者数は、2016年度の目標の23.2万人に対して、実績（暫定値）は25.5万人（前年同期比35.8%増）となっており、目標を上回る実績となった。

年度目標を上回った主な要因としては、2015年度に引き続き離職者訓練及び求職者支援訓練の受講者数は減少しているものの、これまでの各般の取組の効果が徐々に浸透・発現しつつあり、特に2015年12月に本格運用を開始した「ジョブ・カード制度総合サイト」を通じた作成者数が順調に伸びていること、加えて2015年度に創設された企業内人材育成推進助成金を活用してキャリアコンサルティング制度を導入した企業において、新たにジョブ・カードが作成されるとともに、その作成実績を捕捉するための仕組みが2016年度より稼働したこと等により、ジョブ・カード新規取得者数が増加したためと考えられる。

ジョブ・カードの取得については、これまでその大半が職業訓練を通じてのものであったが、2015年10月よりジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直したことにより、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動等、職業訓練以外の場面でも積極的に活用促進を図っていくこととしているため、今後も関係省庁、関係機関等との連携も強化し、より一層活用好事例の開拓、普及を行うこと等により、ジョブ・カードの作成実績の向上を図る。

## ③ 公共職業訓練（離職者訓練）の就職率について

公共職業訓練（離職者訓練）の就職率は、2016年度の目標は施設内訓練が80%、委託訓練が70%に対して、実績（速報値）は施設内訓練が88.4%、委託訓練が74.1%となっており、目標を上回る実績となった。

年度目標を上回った主な要因は、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったためと考えられる。

今年度も、引き続き求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組を実施する他、「民間教育訓練機関におけ



る職業訓練サービスガイドライン」の活用推進等、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上を図る。

④ 求職者支援制度による職業訓練の雇用保険適用就職率について

求職者支援制度による職業訓練の雇用保険適用就職率は、2016年度の目標は基礎コースが55%、実践コースが60%に対して、2016年4月から11月末までの間に終了した訓練コースの終了3ヶ月後の実績（速報値）は、基礎コースが58.7%、実践コースが63.1%であり、目標を上回る実績となった。

この要因については、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったためと考えられる。今年度も引き続き、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、ハローワークとの連携による就職支援の取組を実施するほか、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の活用推進等、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上を図る。

⑤ 技能検定合格者数

技能検定合格者数は、2016年度の目標25万人に対して、実績は約30万人であり、目標を上回る実績となった。この要因としては、ニーズに応じた技能検定試験の職種及び作業の見直しを行い効果的な試験を実施したこと等によると考えられる。

今年度も、引き続き、目標達成を目指し取組を進めていく。



## 2017年度の年度目標一覧

項目	2016年度実績	単年度目標 (2017年度)	中期目標値 (2020年度)
①地域若者サポートステーションの就職率 ※1	61.9%	60%	10万人(就職等進路決定者数) ※2011年度～2020年度の 10年間の累計(参考:2016年度ま での総計 98,205人)
②ハローワークの職業 紹介により正社員就 職に結びついたフリ ーター等の数	308,351人	292,000人	—
③学卒ジョブサポーター による支援(正社員 就職者数)	191,920人	191,000人	—
④ジョブ・カード作成者 数 ※2	25.5万人 ※5	25.0万人	300万人 ※2008年度～2020年度の 13年間の累計取得者数 (参考:2016年度までの累計取 得者数 173.7万人(暫定値))
⑤公共職業訓練(離職 者訓練)の就職率 ※3	施設内訓練:88.4% 委託訓練:74.1% (速報値)	施設内訓練:80% 委託訓練:75%	施設内訓練:80% 委託訓練:65%
⑥求職者支援制度によ る職業訓練の就職率 ※4	基礎コース:58.7% 実践コース:63.1% (速報値)	基礎コース:55% 実践コース:60%	—
⑦技能検定受検合格者 数	30万人	25万人	725万人 ※制度創設時～2020年度まで の累計のべ合格者数 (参考:2016年度までの 累計合格者数 632万人)

※1 地域若者サポートステーションの就職率＝就職者数(雇用保険被保険者資格を取得し得る者)÷新規登録者数

※2 ジョブ・カード作成者数:教育訓練機関、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じたジョブ・カード作成者数

※3 公共職業訓練の就職率:目標設定年度の離職者訓練の修了者等(1か月以下のコースは除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合(都道府県が自治事務として行う施設内訓練及び都道府県単独の委託訓練の実績を除く)

公共職業訓練の就職率 = 就職者数 ÷ 修了者数

※4 求職者支援制度による職業訓練の就職率:求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

基礎コースの就職率＝就職者数÷(修了者数 - 次訓練受講中・次訓練受講決定者数)

実践コースの就職率＝就職者数÷修了者数

※5 企業内人材育成推進助成金(平成27年度限りで廃止)を活用してキャリアコンサルティング制度を導入した企業における実績の7.6万人が含まれている。



## 1 技能検定試験の概要

- ① 「接客販売職種」は、百貨店を含む広く小売業において、店舗で顧客と対面し接客することで販売する業務に従事する職種。
- ② レディースファッション販売、メンズファッション販売及びギフト販売を行うに当たり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級）による試験を実施。
- ③ 業界団体である日本百貨店協会が、試験を実施する指定試験機関として指定申請。

## 2 職種新設の背景・理由

- ① 平成26年度から2年間にわたり、厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ事業」を実施。
- ② 既存検定試験の延べ有資格者は約2万8千名であり、平成28年度受検者数は1,300名となっており、継続的な需要があること。
- ③ 全国の百貨店の従業員数は約7万4千名、うち大都市10都市では約4万3千人、10都市以外の地区では3万1千人おり、職種の対象労働者が全国的に相当数存在していること（日本百貨店協会発行「平成28年度『統計年報』」より）。

## 3 申請内容の審査

- ① 日本百貨店協会から、「接客販売職種」の指定試験機関の指定申請（平成29年6月）。
- ② 職業能力開発専門調査員に、申請内容について意見聴取を行ったところ、適切であるとの回答を得た。

## 4 今後のスケジュール

- ① 職種新設に係る改正省令等は、平成29年8月中に公布、同日施行予定。
- ② 平成29年度下期からの試験実施を予定。

# 技能検定「フィットネスクラブ・マネジメント職種」の職種新設について

## 1 技能検定試験の概要

- ① 「フィットネスクラブ・マネジメント職種」は、トレーニングジムなどの運動施設を有し、利用者に提供する事業所の管理運営業務に従事する職種。
- ② 運動施設や顧客の管理・店舗運営を行うに当たり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級）による試験を実施。
- ③ 業界団体である一般社団法人日本フィットネス産業協会が、試験を実施する指定試験機関として指定申請。

## 2 職種新設の背景・理由

- ① 平成26年度から2年間にわたり、厚生労働省委託事業「業界検定スタートアップ事業」を実施。
- ② 事業所数は平成21年は3,273件、平成24年は3,760件、平成26年は4,902件と増加しており、事業所数増による運営管理者の需要が増加していること（総務省「経済センサス-基礎調査」（平成21年・26年）及び「経済センサス-活動調査」（平成24年）より）。
- ③ 1県当たりの事業所数は100件超が10都道府県、50～99件が10府県、20～49件が22県、19件以下が5県となっており、職種の対象労働者が全国的に相当数存在していること（総務省「経済センサス-活動調査」（平成24年）より）。

## 3 申請内容の審査

- ① 一般社団法人日本フィットネス産業協会から、「フィットネスクラブ・マネジメント職種」の指定試験機関の指定申請（平成29年6月）。
- ② 職業能力開発専門調査員に、申請内容について意見聴取を行ったところ、適切であるとの回答を得た。

## 4 今後のスケジュール

- ① 職種新設に係る改正省令等は、平成29年8月中に公布、同日施行予定。
- ② 平成29年度下期からの試験実施予定。

## 監理団体審査部会の設置について（案）

平成 29 年 3 月 28 日  
職業能力開発局  
海外協力課

- 平成 28 年 11 月 28 日に公布された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）」においては、団体監理型技能実習を行う場合、監理団体は事前に主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）から許可を得る必要がある。  
※法施行は公布日より 1 年以内の政令で定める日
- 厚生労働大臣は、監理団体に対して当該許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならないとされているところである。
- 監理団体に対する許可の審査については、人材育成を通じた国際協力を推進することを目的とした技能実習制度に関する専門的な知見に基づき行われる必要がある。
- そのため、職業能力開発分科会の下に新たに監理団体審査部会を設置し、当部会において審査することとする。

## 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

### 第二節 監理団体

#### （監理団体の許可）

第二十三条 監理事業を行おうとする者は、次に掲げる事業の区分に従い、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 一般監理事業（監理事業のうち次号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）

二 特定監理事業（第一号団体監理型技能実習又は第二号団体監理型技能実習のみを行わせる団体監理型実習実施者について実習監理を行う事業をいう。以下同じ。）

2 前項の許可を受けようとする者（第七項、次条及び第二十五条において「申請者」という。）は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 ～ 六 （抄）

3 前項の申請書には、監理事業を行う事業所ごとの監理事業に係る事業計画書、第二十五条第一項各号に掲げる事項を証する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、主務省令で定めるところにより、監理事業を行う事業所ごとの実習監理を行う団体監理型実習実施者の見込数、当該団体監理型実習実施者における団体監理型技能実習生の見込数その他監理事業に関する事項を記載しなければならない。

5 主務大臣は、第一項の許可の申請を受けたときは、第二項の申請書及び第三項の書類に係る事実関係につき調査を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かななければならない。

7 申請者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納付しなければならない。